

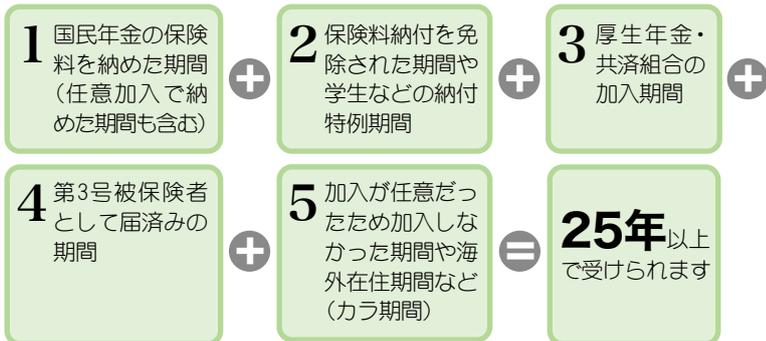
# 【加入期間と老後の年金】

保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158  
 三次社会保険事務所 ☎0824-62-3107



## 老齢基礎年金とは

国民年金の保険料を納めた期間（免除期間などを含む）が25年以上ある人が、65歳になったときから受けられます。保険料を納めた期間には表の1〜5のものがあてはまり、これらの期間の合計が25年以上であれば、受給できます。



なお、年金額は年額79万4、500円（平成17年度）です。

## 繰り上げ・繰り下げ支給

老齢基礎年金は65歳からの受給が原則ですが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間に減額された繰り上げ支給の年金を受けたり、66歳以降に増額された繰り下げ支給の年金を受けたりすることもできます。ただし、次の点にお気をつけください。

- 減額率・増額率は変更できません。
- 繰り上げ支給を受けた後に障害者になっても、障害基礎年金は受けられません。
- 65歳以後に障害・遺族年金を受けた人は、繰り下げ支給を請求できません。

## 70歳までは国民年金への加入も

60歳になるまでに年金を受けられるための資格期間を満たすことができない人は、70歳までは不足期間を満たすために

### ★免除・特例・猶予期間は年金の受給につながりません

どうしても保険料が納められない場合には、免除制度や猶予期間などがあります。この期間は、保険料の納付期間として計算されません。

	全額免除・半額免除	学生納付特例・猶予	未納
老齢基礎年金を受けるための資格期間に	入ります		入りません
期間分の老齢基礎年金額は	全額免除 3分の1 半額免除 3分の2 が反映されます	反映されません	反映されません
障害基礎年金・遺族基礎年金を受けるとき	保険料を納めたときと同様の扱いとなります		受けられない場合があります
老後の年金を満額に近づけたいとき	10年以内なら追納が可能です(2年を経過すると当時の保険料に一定額が加算されます)		2年を過ぎると納めることができません

※半額免除の場合、保険料の半額(月6,790円)を取めなければ未納扱いとなります。お気をつけください。

加入することができます。すでに資格期間を満たしている人も、年金額を増やしたい場合は60歳から65歳までは加入できます。

